

# 協 定 書

松山市（以下「甲」という。）と開発者（以下「乙」という。）は、開発行為により設置された道路施設の維持管理について、次のとおり協定を締結する。

（管理）

第1条 乙は、甲が定める期間（以下「乙維持管理期間」という。）は、甲が帰属を受けることとなる道路施設の維持管理を行うものとする。

2 乙維持管理期間は、次に掲げる道路の区分に応じ、当該各号に定める日までとする。

(1) 市道認定されることとなる道路 当該道路の供用開始の告示日

(2) 市道認定されることとなる道路以外の道路 建築指導課から道路管理課への当該道路の管理引継ぎが完了した日

3 第1項に規定する維持管理に要する費用は、全て乙の負担とする。

（補修及び整備）

第2条 乙は、甲が定める期間（以下「乙補修期間」という。）において、乙の施工上又は管理上の不備が原因で甲が帰属を受けることとなる道路施設に破損等が生じたときは、当該道路施設の補修及び整備を行うものとする。

2 乙補修期間は、次に掲げる道路の区分に応じ、当該各号に定める日までとする。

(1) 市道認定されることとなる道路 次に掲げる道路施設の区分に応じ、それぞれ次に定める日

ア 路面 当該道路の供用開始の告示日又は路面の舗装が完了した日の翌日から起算して1年を経過した日のいずれか遅い日

イ 路面以外の道路施設 当該道路の供用開始の告示日

(2) 市道認定されることとなる道路以外の道路 次に掲げる道路施設の区分に応じ、それぞれ次に定める日

ア 路面 建築指導課から道路管理課への当該道路の管理引継ぎが完了した日又は路面の舗装が完了した日の翌日から起算して1年を経過した日のいずれか遅い日

イ 路面以外の道路施設 建築指導課から道路管理課への当該道路の管理引継ぎが完了した日

3 甲は、乙補修期間が経過した時点において、乙の施工上又は管理上の不備が原因で甲が帰属を受けた道路施設に破損等が生じていることが判明したときは、乙に対し、当該道路施設の補修及び整備を求めることができる。

4 第1項及び前項に規定する補修及び整備に要する費用は、全て乙の負担とする。

（事故、苦情等）

第3条 乙維持管理期間において、事故、苦情、要望等が生じたときは、乙が責任をもって解決するものとする。

(権利の承継)

第4条 乙は、この協定書の締結後、当該開発行為に係る権利の全部又は一部を他の者に譲渡するときは、その譲渡する者に対し、この協定書の内容を十分説明した上、この協定書の内容を承継させなければならない。

(定めのない事項及び疑義の解決)

第5条 この協定書に定める事項に疑義が生じた場合又はこの協定書に定めのない事項で必要がある場合は、甲乙が協議して定めるものとする。

この協定書の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲と乙が記名押印して、各自その1通を所持する。

平成 年 月 日

甲 松山市二番町四丁目7番地2  
松山市長 印  
乙 印